

電子調達システムのご紹介

平成27年10月27日

1. 電子調達システムとは
2. 電子調達システムにおける利用者確認方法
3. 電子調達システムにおける委任登録フロー

【参考1】電子調達システムが管理している情報

1. 電子調達システムとは

電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。

電子調達システムのサービスは、2014年（平成26年）3月に開始し、現在約1万2千社の民間事業者が利用者登録しております。

法人の実在性確認

利用者の本人確認

委任情報の確認



民間事業者

資格申請・
審査

資格申請

官側利用者

資格審査・
資格発行

利用者
登録

代表者登録

代理人登録

案件登録・
公開

公開情報の
確認

調達案件の
確定・公開

入札・開札

入札



審査

開札

契約

契約締結



契約締結

納品・
検査

納品*

検査

請求・
支払

請求

支払

※納品はシステムを使用しない。

民間事業者のメリット

【メリット1】経費削減

- ✓ 入札手続等のための府省への**移動費**や契約書等の**郵送費**等の削減
- ✓ **印紙税**が不要（電子契約書の場合）

【メリット2】利便性向上

- ✓ **24時間365日**いつでも実施可能
- ✓ システムに一元化による**調達手続きの共通化**
- ✓ **電子証明書**を利用していることで**書類への押印が不要**

官側利用者のメリット

【メリット1】業務効率化

- ✓ 手作業のデータ入力による**誤入力の解消**
- ✓ 電子化による書類授受に係る**日数の削減**
- ✓ 電子決裁、会計システム等との連携による**業務効率化**

【メリット2】行政事務の最適化

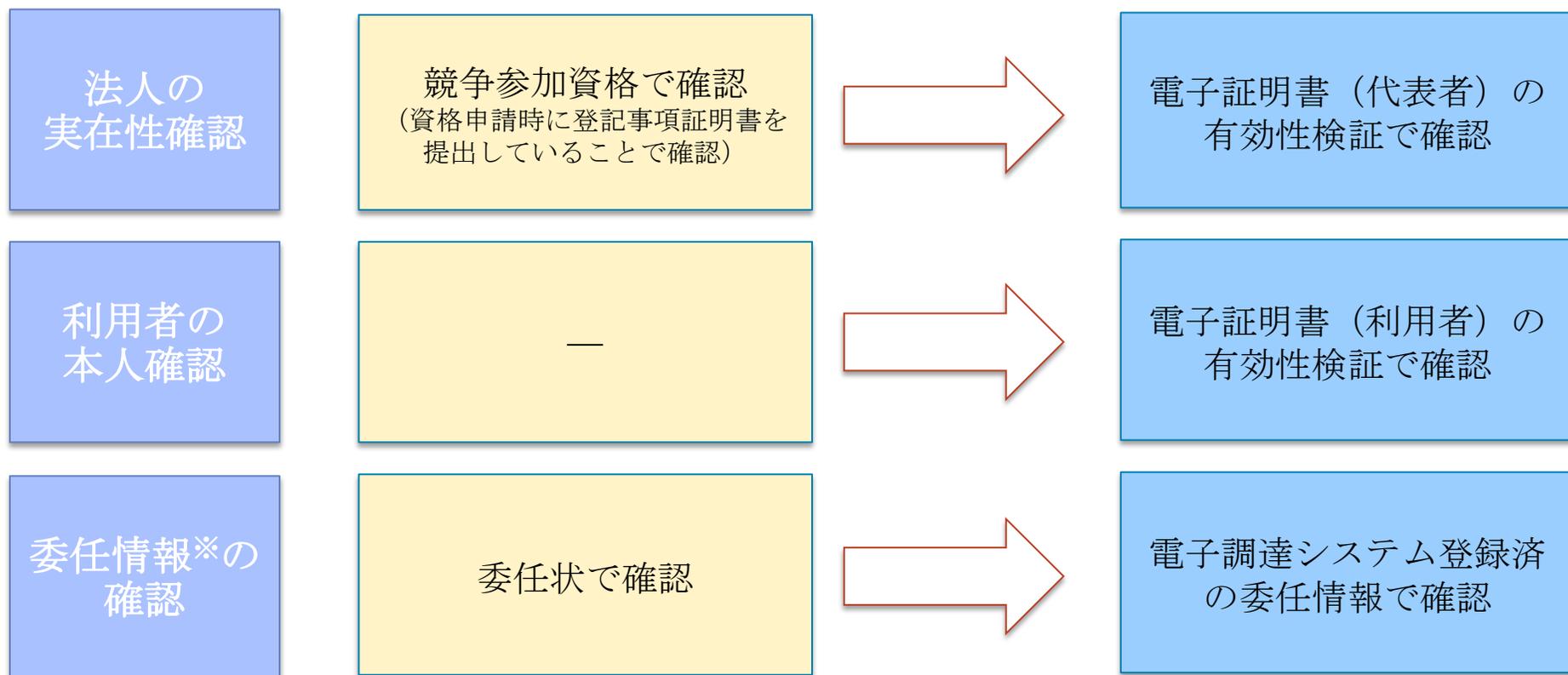
- ✓ 府省共通システムのため、**各府省毎のシステム開発・運用が不要**

2. 電子調達システムにおける利用者確認方法

電子調達システムにおいて、入札・契約等の業務を行う場合、登録済みの電子証明書にてログインする必要があります。その際、「所属している法人の实在性確認」、「利用者の本人確認」、「委任情報の確認」を実施している。

【参考】紙対応における確認

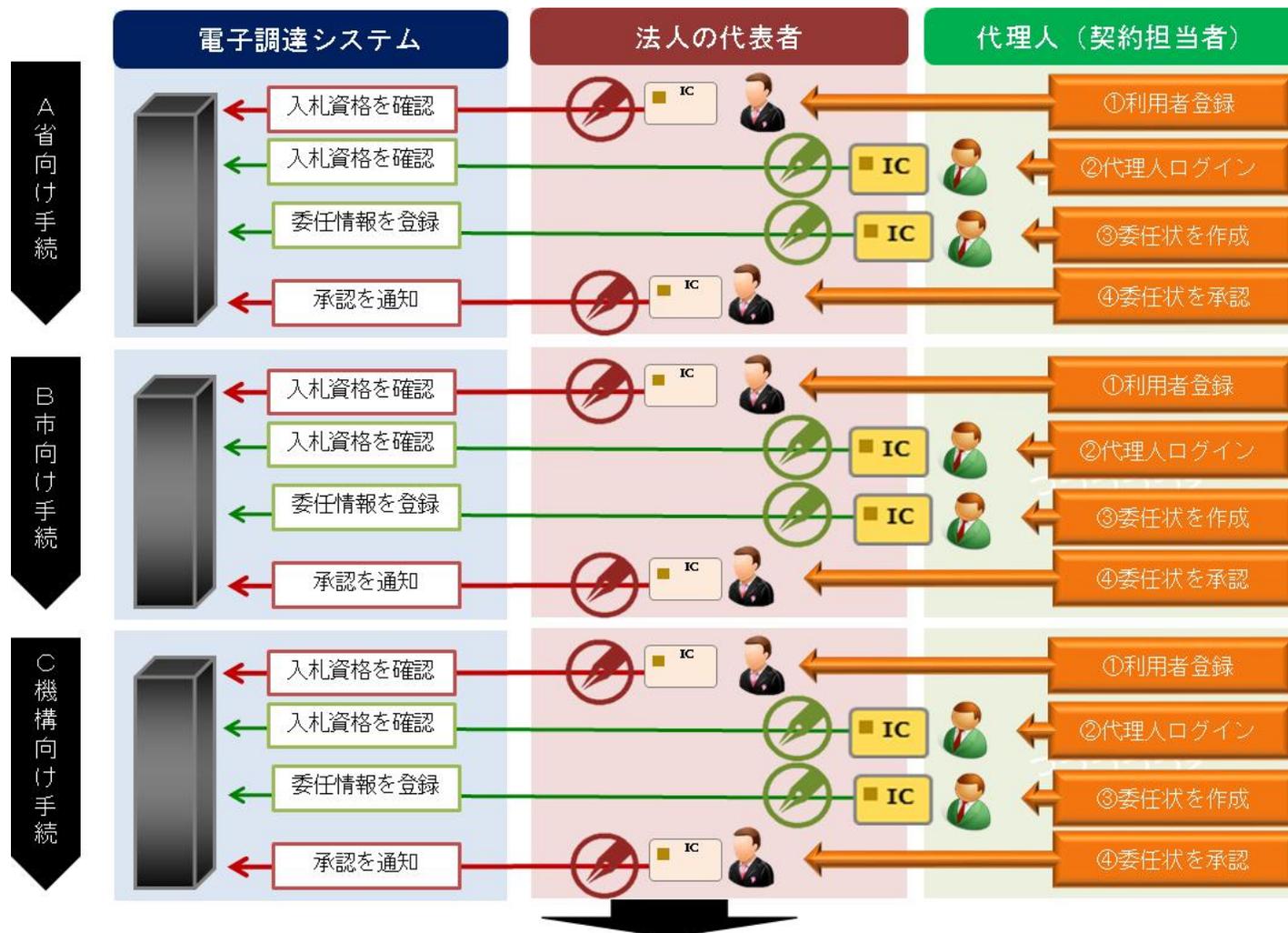
電子調達システムにおける確認



※委任情報・・・ 期間、調達先府省等、権限（入札・契約等）を指す。

3. 電子調達システムにおける委任登録フロー

電子調達システムにおいては、利用者として代表者登録を行う必要があります。また必要に応じて、代理人登録・委任が可能です。



属性（資格等）の認証業務が法的に位置づけられ、個人番号カードにより属性認証を行う環境が整備された場合、調達機関ごとの委任手続書類の作成が不要に

【参考1】電子調達システムが管理している情報

電子調達システムでは主に競争参加資格情報と、事業者及び利用者情報を管理・利用しています。

競争参加資格情報

競争参加資格（物品・役務）

- 資格番号
- 資格の種類(物品の製造/販売/買受、役務の提供)
- 営業品目コード
- 商号、又は名称
- 住所
- 代表者名
- 連絡先
- 企業規模（大企業、中小企業等）
- 有効期間

競争参加資格（公共工事）

- 資格番号
- 受付部局
- 等級
- 商号、又は名称
- 住所
- 代表者名
- 連絡先
- 有効期間

事業者情報

- 商号、又は名称
- 住所
- 代表者名
- 連絡先

口座情報

- 金融機関コード
- 金融機関名
- 店舗コード
- 店舗名
- 口座種別コード
- 口座番号

事業者/利用者情報

利用者情報

- 利用者名
- 役職名
- 住所
- 連絡先

委任情報

- 委任日
- 委任期間
- 委任先府省等
- 委任権限